高 圧 ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令 (平成九年通商産業省令第二十三号)第六十六条の

四各項各号の 規定に基づき、 平成十二 年 通 商 産業省告示第四百二十六号 (高 圧ガス保安法に基づく指定 試 験

機関 等に関する省令第六十六条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 規定に基づく研修 に 関 (する告示を定める件) の <u>ー</u> 部 を次 \mathcal{O} ように · 改 正

Ļ 高 令和 圧 ガ ス 保安法 年 等 月 \mathcal{O} 部を改一 日 正 す る法 律 \mathcal{O} 施 行 0) 日 (令和五年十二月二十一 日) から 経済 施 産業大臣

行

ける。

名

次 の表により、 改正 前 欄に掲げる規定 の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

業大臣が定める研修は、次の表の上欄に掲げる	の二を除く。)の経済産業大臣が定める研修は
第二条 省令第六十六条の四第一項各号の経済産	第二条 省令第六十六条の四第一項各号(第四号)
(研修科目、範囲及び時間)	(研修科目、範囲及び時間)
改正前	改正後

それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	· ·	げるとおりとする。	とする。
指定の区分研修	115	指定の区分	研 修
一省令第[略]		一省令第	[略]
六十六条		六十六条	
の二第一		の二第一	
項第一号		項第一号	
及び第四		に規定す	
号の二に		る区分	
規定する			
区分			

四省令第	三 [略]	区分	規定する	号の三に	及び第四	項第二号	の二第一	六十六条	二 省令第
別表第四に掲げる研修であっ	略]								略]
	三					.,			<u></u>
省令第	略			る区分	に規定す	項第二号	の二第一	六十六条	省令第
別表第四に掲げる研修であっ	[略]								[略]

検査組織等調員として選任さ	選 任 さ —	検査組織等調員として選任さ	
一項第四号の区分に係る統括	る統括	一項第二号の区分に係る	
二現に省令第六十六条の二第	二第	二現に省令第六十六条の二第	
一 [略]		一	
ることを要しない。		ることを要しない。	
各号に掲げる科目の研修を受け	を 受 け	各号に掲げる科目の研修な	
る者にあっては、それぞれ当該	お当該	る者にあっては、それぞれ当該	
もの。ただし、次の各号に掲げ	に 掲 げ	もの。ただし、次の各号に掲	
る区分ようとする者を含む。)が行う	が 行 う	る区分 ようとする者を含む。) ど	<u>る</u>
に規定す 等調査機関としての指定を受け	を 受 け	規定す 等調査機関としての指定	に
項第四号 目の研修にあっては、検査組織	查 組 織 _	四号 目の研修にあっては、検	 項 第
の二第一関(同表第一号及び第四号の科	号 の 科	第一 関(同表第一号及び第四	<i>の</i> ニ
六十六条 て、協会又は検査組織等調査機	調査機	六十六条 て、協会又は検査組織等調	

_	検査組織等調査員として選任されている者が、 て選任され	六十六条の二各号に規定するいずれかの区分の 定するいず	機関が行うものとする。ただし、現に省令第一る。ただし、	次の表に掲げる研修であって、検査組織等調 あって、検	の二を除く。)の経済産業大臣が定める研修は 業大臣が定	省令第六十六条の四第二項各号(第四号)第三条(省令	略」	[略] 五•六 [三 [略]	二号及び第三号の科目
	れている者が、同条各号に掲げる他の	れかの区分の検査組織等調査員とし	し、現に省令第六十六条の二各号に	あって、検査組織等調査機関が行うものとす	足める研修は、次の表に掲げる研修で	P第六十六条の四第二項各号の経済産			三 [略]	二号及び第三号の科目

備考 表中の [] は注記である。	受けることを要しない。	を兼務しようとするときは、改めて当該研修を	同条各号に掲げる他の区分の検査組織等調査員
	Vo	きは、改めて当該研修を受けることを要しな	区分の検査組織等調査員を兼務しようとすると

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律 (昭和二十三年法律第百四十二号)第一条ただし書の規定に基

づき、 平成十二年通商産業省告示第八百八十七号 (高 圧 ガス保安法に係る印紙をも つて納付することができ

る手数料を定める件) *Ø*)
<u>→</u> 部を次のように改正 Ļ 高 圧 ガス保安法等 の 一 部を改正する法律 \mathcal{O} 施行

 \mathcal{O}

日

(令

和五年十二月二十一日)から施行する。

次の表により、 令 和 年 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてい 月 日 経済産業大臣 な いものは 名

これを加える。

に関する手数料	法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新	[월]	改正後
に関する手数料	法第三十五条第一項第二号の認定又はその更新	[월]	改正前

法第三十九条の十三の認定又はその更新に関す	[新設]
る手数料	
[略]	[略]
備考 表中の [] は注記である。	